

## 日本脳炎予防接種について(説明書)

下記の説明は、必ず保護者及び接種される人がお読みください。

### (1) 日本脳炎の病気の説明

日本脳炎ウイルスの感染で起ります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7~10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん等の症状を示す急性脳炎となります。ヒトからヒトへの感染はありません。

感染者のうち100~1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致命率は約20~40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

国内での患者発生は西日本地域を中心ですが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月頃まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に多く発生していましたが、予防接種の普及、環境の変化などで患者数は減りました。最近では高齢者を中心に患者が発生していますが、平成27年には10か月児の日本脳炎確定例が千葉県から報告されています。また、平成28年は高齢者を中心に11人の報告がありました。報告数が年間10人を超えたのは、平成4年以降初めてです。

### (2) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)の特徴

現在国内で使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し(不活化)、精製したものです。

### (3) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの副反応

平成25年4月1日~令和4年9月30日までに医療機関から副反応の疑い例(有害事象)として報告されたうちの重篤症例(重篤と非重篤は、明確な基準がないため、あくまでも報告者の判断に基づいています。同じ症状であっても、重篤であったり非重篤であったりすることから、この区分で症状の重症度を判断することはできない。)の発生頻度は10万接種当たり0.7です。(令和5年1月第90回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会資料から。)

### (4) 副反応が起こった場合の対応

#### ① 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹(はれ)、硬結(しこり)、発疹などが比較的高い頻度(数%から数十%)で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

#### ② 重い副反応

予防接種を受けた後、接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があつたら、医師の診察を受けてください。お子さんの症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告が行われます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれ(百万から数百万人に1人程度)に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に、救済の審査が実施され、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

裏面に続く

### ③紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

### ④予防接種による健康被害救済制度

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※ 納付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、岐阜市保健所感染症対策課へご相談ください。

### (5)予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱(通常 37.5°C以上をいいます。)がある人
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受けた予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー(通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。)を起こしたことがある人
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

### (6)接種前の注意

- ①当日は、朝からお子さんの状態を観察し、ふだんと変わったところのないことを確認するようしてください。
- ②受けた予定の予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解してください。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問してください。
- ③母子健康手帳を必ずお持ちください。
- ④予防接種予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。

### (7)接種後の注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておいてください。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意してください。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめてください。
- ④当日は、はげしい運動は避けてください。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

お問い合わせ先:岐阜市保健所感染症対策課感染症対策係

電話:252-7187 FAX:252-1280